附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則第二百九十四条第四号にただし書を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

告　示

○国家公安委員会告示第九号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日　　国家公安委員会委員長　松本　　純

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1　氏名　バッサーム・アフマド・アル・ハスリー（BASSAM AHMAD AL-HASRI）

別名　(a)バッサーム・アフマド・フサリ（Bassam Ahmad Husari）　(b)アブ・アフマド・アフラク（Abu Ahmad Akhlaq）　(c)アブ・アフマド・アル・シャーミー（Abu Ahmad al-Shami）

称号　不明

役職　不明

生年月日　(a)1969年１月１日　(b)1971年頃

出生地　(a)Qalamun, Damascus Province, Syrian Arab Republic　(b)Ghutah, Damascus Province, Syrian Arab Republic　(c)Tadamon, Rif Dimashq, Syrian Arab Republic

国籍　(a)シリア・アラブ共和国　(b)パレスチナ

旅券番号　不明

住所　シリア・アラブ共和国（南部、2016年７月時点の所在）

名簿に記載された年月日　2017年２月22日

名簿記載者公告番号　ＱＩ―271

その他参考となるべき事項　2016年７月以来、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ―61）のシリア・アラブ共和国南部での指導者を務める人物である。

2　氏名　イヤード・ナズミ・サーリフ・ハリール（IYAD NAZMI SALIH KHALIL）

別名　(a)アイヤード・ナズミ・サーリフ・ハリール（Ayyad Nazmi Salih Khalil）　(b)イヤド・ナズミ・サーレハ・ハリール（Eyad Nazmi Saleh Khalil）　(c)イヤード・アル・トゥバシ（Iyad al-Toubasi）　(d)イヤード・アル・ツバシ（Iyad al-Tubasi）　(e)アブ・アル・ダルダー（Abu al-Darda'）　(f)アブ・ジュライビブ・アル・ウルドゥニー（Abu-Julaybib al-Urduni）　(g)アブ・ジュライビブ（Abu-Julaybib）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1974年

出生地　シリア・アラブ共和国

国籍　ヨルダン

旅券番号　(a)ヨルダン旅券番号654781（2009年頃発行）　(b)ヨルダン旅券番号286062（1999年４月５日Zarqa, Jordanで発行、2004年４月４日失効）

住所　シリア・アラブ共和国（沿岸部、2016年４月時点の所在）

名簿に記載された年月日　2017年２月22日

名簿記載者公告番号　ＱＩ―272

その他参考となるべき事項　2016年３月以来、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ―61）のシリア・アラブ共和国沿岸部での指導者を務める人物である。

3　氏名　ガーリブ・アブドゥッラー・アル・ザイーディ（GHALIB ABDULLAH AL-ZAIDI）

別名　(a)ガーリブ・アブダッラー・アル・ザイーディ（Ghalib Abdallah al-Zaydi）　(b)ガーリブ・アブダッラー・アリ・アル・ザイーディ（Ghalib Abdallah Ali al-Zaydi）　(c)ガーリブ・アル・ザイーディ（Ghalib al Zaydi）

称号　不明

役職　不明

生年月日　(a)1975年　(b)1970年

出生地　Raqqah Region, Marib Governorate, Yemen

国籍　イエメン

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2017年２月22日

名簿記載者公告番号　ＱＩ―273

その他参考となるべき事項　2015年以来、アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）（ＱＥ―53）のイエメンのMarib Governorateにおける指導者を務める人物であり、同団体への武器、資金の提供及び要員徴募に関与。

4　氏名　ナーイフ・サーリフ・サーリム・アル・カイシー（NAYIF SALIH SALIM AL-QAYSI）

別名　(a)ナーイフ・サーレハ・サーレム・アル・カイシー（Naif Saleh Salem al Qaisi）　(b)ナイフ・アル・ガイシー（Nayif al-Ghaysi）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1983年

出生地　Al Baydah Governorate, Yemen

国籍　イエメン

旅券番号　イエメン旅券番号04796738

住所　(a)Al-Baydah Governorate, Yemen　(b)Sana'a, Yemen（過去の所在地）

名簿に記載された年月日　2017年２月22日

名簿記載者公告番号　ＱＩ―274

その他参考となるべき事項　アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）（ＱＥ―53）の幹部及び資金支援者である。イエメンのal-Bayda Governorateでの同団体の勢力拡大を支援した。2015年、イエメンにおける同団体の軍事作戦計画に関与し、同団体の訓練キャンプに資金提供をした。

○国家公安委員会告示第十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日　　国家公安委員会委員長　松本　　純